

(仮称) さいたまトリエンナーレ
基本構想 (案)

平成 26 年 月

さいたま市

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
	（1）開催目的	2
	（2）開催方針	4
	ア 基本方針	5
	イ 展開方針	6
	（3）期待される効果	8
3	開催構想	9
	（1）名称	9
	（2）開催年及び開催時期・会期	9
	（3）会場	9
	（4）事業規模	10
4	開催体制	10
5	スケジュール	12

1 はじめに

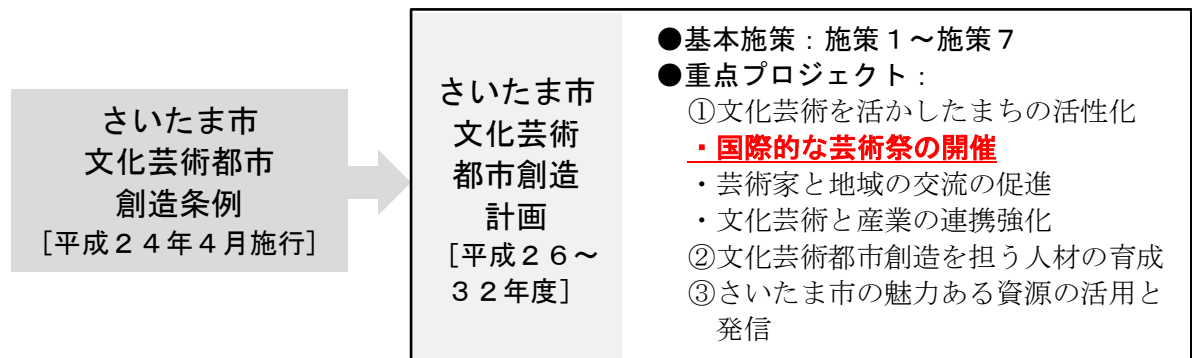
本市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、さいたま市文化芸術都市創造条例（以下「文化芸術都市創造条例」という。）を制定し、平成24年4月より施行しました。

本市が目指す「文化芸術都市」とは、市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市のことであり、当該条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念や市の責務、文化芸術都市の創造のための各種施策の基本となる事項を定めています。

また、当該条例の理念を具現化し、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成25年度中にさいたま市文化芸術都市創造計画を策定します。この計画では、本市における現状と課題を踏まえ、特に重点的に実施する「重点プロジェクト」の一つとして、「文化芸術を活かしたまちの活性化」に取り組むこととしており、その具体的な取組として、また本市における文化芸術都市創造の象徴的・中核的な事業として、国際芸術祭の開催を位置づけています。

この基本構想は、文化芸術に関する意見交換会や国際芸術祭の開催に関わった経験のある有識者の方々などの御意見、さいたま市文化芸術都市創造審議会における調査審議の結果を踏まえ、国際芸術祭「(仮称)さいたまトリエンナーレ¹」(以下「さいたまトリエンナーレ」という。)の開催に向けた基本的な考え方や開催構想などを取りまとめたものです。

この「さいたまトリエンナーレ」を文字どおり3年毎に開催することによって、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、本市の都市イメージの向上やまちの活性化を図っていきたいと考えています。



¹ トリエンナーレとは、イタリア語で「3年に一度」の意で、3年ごとに開催される芸術祭のこと。

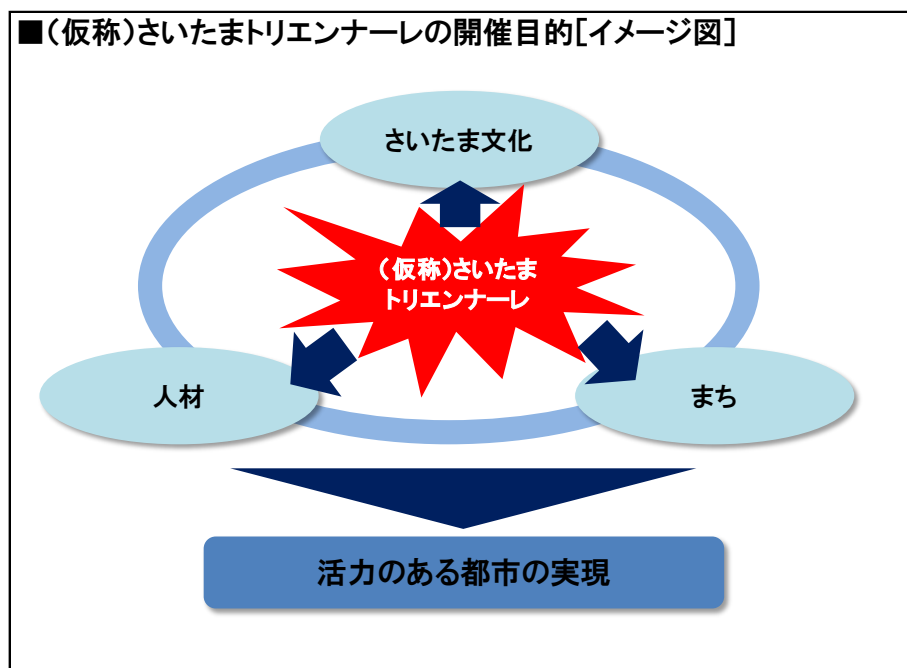
2 基本的な考え方

(1) 開催目的

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

近年、このような文化芸術の持つ創造性とさまざまなコミュニティや社会への波及力に着目し、それらを産業振興や地域活性化に活用する創造都市の取組が、世界的な広がりを見せており、我が国においても先進的な事例が増えつつあります。

本市においても、文化芸術の持つ創造性や波及力を活用して、地域の活性化を図り、都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造するため、その象徴的・中核的な取組となる「さいたまトリエンナーレ」を次の3つの目的のもとに開催します。



①「さいたま文化」の創造・発信

本市は、平成13年5月1日に誕生した歴史の浅い都市です。また、東京への通勤・通学者が多い東京近郊のベッドタウンとして成長してきた都市であることから、都市としての一体感を高めながら、住んでいる地域への誇りや愛着を高めることのできる新しい都市イメージの確立が求められてきました。

一方で、本市には、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市及び旧岩槻市という、それぞれの地域の長い歴史や生活の中で育まれてきた、盆栽、漫画、人形、鉄道に代表される、多彩で魅力ある有形・無形の文化資源が存在します。

このような状況を踏まえ、「さいたまトリエンナーレ」の開催を通じて、市内各地において「古くから培われてきた文化芸術」と国内外の「最先端の文化芸術」が出会い、触発しあう状況を創出することで、本市に根付いている既存の文化をベースに新たな価値を生み出しながら、生活をより豊かにする、さいたま発の先進的な都市文化「さいたま文化」を創造し、発信します。

②さいたま文化を支える「人材」の育成

文化芸術都市創造条例では、文化芸術都市を創造していく担い手は市民等であること、そして市の責務は、市民等の自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うことであると定めています。

本市は、「さいたまトリエンナーレ」の開催により、市民一人ひとりが文化芸術に対する理解と関心を深める機会を創出し、豊かな人間性を育み、さらには豊かな地域社会の形成につなげます。

特に、本市の将来を担う若者や子どもたちへ質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性や創造性を育みます。

また、文化ボランティアなどといった文化芸術活動を支える人材や文化芸術事業の企画・運営に関わる人材など、本市の文化芸術都市創造を担う中核的な人材の育成を図ります。

③さいたま文化を活かした「まち」の活性化

文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力を有しており、成熟社会における成長の源泉となるものです。

そのような力をもつ文化芸術を活用した「さいたまトリエンナーレ」を開催することによって、国内外から多くの人々が集い、交流する機会を創出するとともに、さいたまの魅力を広く発信します。

また、参加アーティストと市内企業の交流促進を図るなど、文化芸術の持つ創造性や魅力を産業振興や教育、健康福祉などの分野に活用し、まちの活性化を図るとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するといった文化芸術の持つ特性を活かして、多様性を受け入れることができる心豊かな地域社会の形成につなげます。

■「(仮称)さいたまトリエンナーレ」開催に向けた基本的な考え方[イメージ図]

目的

①「さいたま文化」の創造・発信

②さいたま文化を支える「人材」の育成

③さいたま文化を活かした「まち」の活性化

開催方針

[基本方針]

- ・最先端の作品と、市内各地の文化や市民による文化芸術活動が会う場をつくり、それらが融合又は触発しあうきっかけを創出する。
- ・さいたま市の過去・現在・未来に着目したテーマを設定する。

[展開方針]

①一流・新進アーティストによる最先端の作品展示・公演

②市民による文化芸術活動の支援

③アーティストと地域や来訪者の交流を促進する各種イベントの実施

期待される効果

①市民の誇りと郷土への愛着の醸成

②文化芸術活動の活性化と文化芸術都市としてのイメージアップ

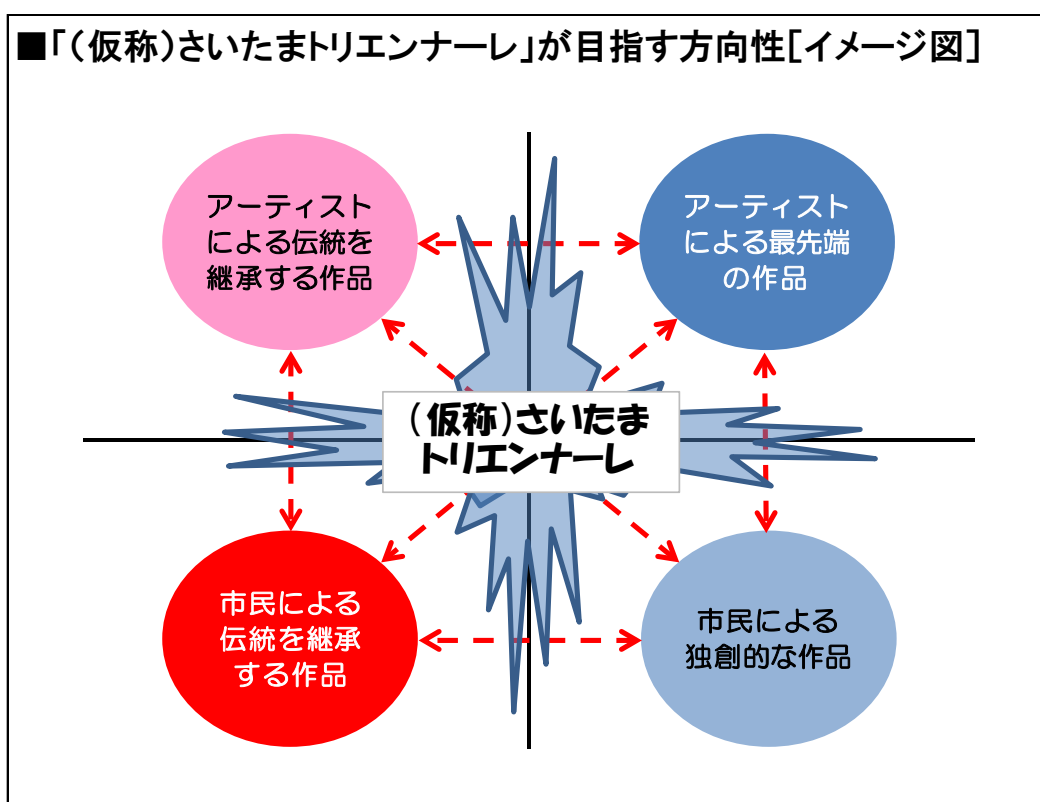
③経済波及効果による地域経済の活性化

(2) 開催方針

ア 基本方針

(1) に掲げる3つの開催目的を実現するためには、文化芸術における「伝統」と「革新」、「アマチュア」と「プロ」といった二項対立の構図を越えて、これらの要素が出会い、触発し合い、さらには化学反応を起こして都市の創造性の向上へとつなげることが求められます。

そこで、「さいたまトリエンナーレ」では、プロのアーティストによる最先端の作品を紹介するだけでなく、それらと市内各地において古くから培われてきた文化や、さまざまな市民による文化芸術活動が出会う場をつくり、それらが融合又は触発し合うきっかけを創出します。



また、国内における国際芸術祭としては、「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」(2000年～)や「瀬戸内国際芸術祭」(2010年～)のように里山や離島を舞台に地域振興を目的の一つとして開催されるものから、「横浜トリエンナーレ」(2001年～)や「あいちトリエンナーレ」(2010年～)のように大都市の文化芸術施設やまちなかの空きビル等を活用して開催される都市型のものまで、さまざまな形態のものが各地で開催されています。これらの国際芸術祭においては、それぞれの地域資源を活かした取組が行われており、地域特性との関係が非常に重要な要素となっています。

そこで、「さいたまトリエンナーレ」の開催に当たっては、「さいたま市」の過去、現在、未来に着目したメインテーマを設定することとします。

本市は、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた歴史があります。また、その中で育まれてきた盆栽、漫画、人形、鉄道などの多彩で魅力ある地域資源がありますので、そうしたポテンシャルと、現時点で本市と本市に暮らす人々が直面している社会的な課題や今後予想される課題、そして人々が描く夢・願望なども含め、本市と本市に暮らす人々の過去、現在、未来から着想を得た、さいたま文化の創造・発信につながるテーマを設定します。

イ 展開方針

(1) に掲げた3つの開催目的の実現に向け、設定されるテーマに沿って、特に以下の3つに重点を置いた事業展開を図ります。

①国内外の一流・新進アーティストによる最先端の作品展示や公演の実施

国内外の一流・新進アーティストによる、多様な現代芸術に関する最先端の作品展示や公演を実施します。

先行事例の多くは、現代美術の作品展示に基軸を置いています。が、「さいたまトリエンナーレ」では、美術、音楽、ダンス、演劇などといった既存のジャンルにとらわれず、領域横断的に、これまでに体感したことのない、人々の常識や既成概念を揺さぶるような先端的な作品を中心に展開し、先進的な都市文化「さいたま文化の創造・発信」を目指します。

また、文化芸術を活かして「まち」の活性化を図るという観点から、社会的状況に対応する社会実験的活動など、社会への関心や働きかけを志向するアーティストの作品や、産業やテクノロジー、デザイン、建築などといった他の領域と融合し、市内の創造的活動を誘発する作品などを積極的に取り上げます。

②市民による文化芸術活動の支援

市民が主体となって行う、「さいたまトリエンナーレ」の開催趣旨に沿った多様な分野の文化芸術活動を支援します。

「さいたまトリエンナーレ」においては、アーティストが制作した作品の鑑賞機会の提供だけでなく、子どもから高齢者まで広く、市民が自主的に文化芸術活動に参加できる機会を創出し、「さいたま文化を支える人材の育成」を図ります。

市内では、既に「アートフルゆめまつり」や「人形の里アートフェスティバル」、「南浦和アートフェスタ」など、市民主体のアートフェスティバルが開催されています。こうした動きと連携を図るなど、市民や地域が主体となって行

う、「さいたまトリエンナーレ」の開催趣旨に沿ったさまざまな文化芸術活動を支援することで、本市に根付く国際芸術祭を市民の皆さんと一緒に作り上げていきます。

また、「さいたまトリエンナーレ」の開催には、多くの市民の方々のサポートが不可欠です。先行事例では、延べ数千人規模のボランティア、サポーター等と呼ばれる方々が、芸術祭の運営を支えています。これらの方々の活動内容や活動機会の充実を図ることで、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。

さらに、子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、質の高い、多様な文化芸術に触れる機会や文化芸術を体感できる場を創出します。

③アーティストと地域や来訪者の交流を促進する各種イベントの実施

国内外のアーティストと地域や来訪者の交流を促進し、楽しさやにぎわいを創出する各種イベントを実施します。

「さいたまトリエンナーレ」には、国内外から多くの人々を集め、交流へとつなげるための祝祭性が求められます。そのため、①と②の展開に加え、さまざまなまつりや観光イベントとの連携を図るなど、楽しさやにぎわいを創出する取組を実施します。

また、「さいたまトリエンナーレ」の開催に向け、空き家や空き店舗などを活用したアーティスト・イン・レジデンス²事業を導入し、アーティストと参加者が共同で作品を制作するアートプロジェクトを実施するなど、アーティストと地域の交流を促進し、「さいたま文化を活かしたまちの活性化」を図ります。

² アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業のこと。

■ 展開方針のイメージ

① アーティストによる最先端の 作品展示・公演

ジャンルにとらわれず、領域横断的に
先端的な作品を紹介

【展開例】

- ・ 社会への関心や働きかけを志向する
作品
- ・ テクノロジーなど他領域との融合を
志向する作品（メディア・アート※¹
インタラクティブアート※²など）

② 市民による文化芸術活動の 支援

「さいたまトリエンナーレ」の開催
趣旨に沿った文化芸術活動を支援

【展開例】

- ・ 市民主体のアートフェスティバル
との連携
- ・ 運営ボランティアの活動支援
- ・ 子どもが文化芸術に触れる機会や
体感できる場の創出

③ アーティストと地域や来訪者の交流を促進する各種イベントの実施

交流を促進し、楽しさやにぎわいを創出する各種イベントを実施

【展開例】

- ・ さまざまな「まつり」や「観光イベント」との連携
- ・ アーティストと参加者が共同で作品制作を進めるアートプロジェクト（ア
ーティスト・イン・レジデンスの実施）

※1 コンピューターをはじめとする様々な先端メディア・テクノロジーを使用したアートの総称。

※2 観客の参加を促すアートの総称。センサーを使用したりすることによって、鑑賞者のアクションや環境の変化を変数として作品に反映させるものが一般的。

(3) 期待される効果

以上の開催方針に基づき、「さいたまトリエンナーレ」を開催することにより、
以下に示す効果が期待されます。

① 市民の誇りと郷土への愛着の醸成

地域特性を活かした国際芸術祭の開催を通じて、現にあるさいたま市の魅力に
改めて気づき、また新たな都市文化の息吹に触れることで、さいたま市民として
の誇りを醸成し、郷土への愛着が深まります。

② 市内の文化芸術活動の活性化と文化芸術都市としてのイメージアップ

市民の文化芸術活動への支援や最先端の芸術作品との出会い、国内外のアー
ティストとの交流を通じて、市民の文化芸術活動への意識が高まり、市内の文化
芸術活動が活性化するとともに、それが市内外に発信されることにより、文化芸
術都市としてのイメージが向上します。

③ 経済波及効果による地域経済の活性化

国内外から多くの来場者を集めることで、その経済波及効果により地域経済が
活性化します。また、長期的には、さいたま市全体の創造性が向上することによ
り、新たな価値を生み出す産業の創出へとつながることが期待されます。

3 開催構想

(1) 名称

当面は、「(仮称)さいたまトリエンナーレ」とし、後述する「(仮称)さいたまトリエンナーレ準備委員会」(以下「準備委員会」という。)設置後に、正式名称を決定するものとします。

(2) 開催年及び開催時期・会期

初回の開催は、さいたま市誕生15周年に当たる平成28年度を目指します。第2回以降は、十分な開催規模と企画内容の先進性を確保しつつ、持続的に開催するため、3年ごとの定期的な開催を目指します。

なお、会期については、今後検討する事業規模や内容にふさわしい日数とします。今後、開催時期と併せて、他の国際芸術祭の開催時期や市内の他のイベントとの連携可能性、収支の面などから検討を深め、準備委員会設置後に決定します。

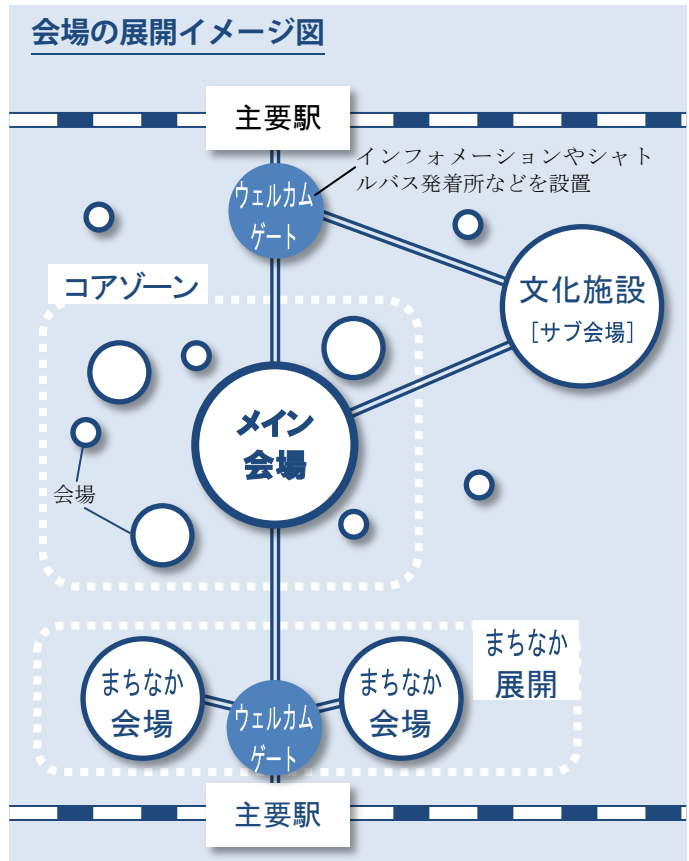
(3) 会場

来場者の利便性確保に配慮した上で、メインテーマと企画内容を勘案し、本市の地域特性を引き出しながら、回遊性を高める会場配置を計画します。

会場の配置に当たっては、ある程度広い空間を確保し、魅力ある作品を集約的に鑑賞することができるメイン会場を中心に、徒歩又は自転車で回れる範囲の「コアゾーン」を設定します。

その上で、美術館などの「文化施設」や「まちなか」の空き店舗などを活用して、さまざまな会場で多様な文化芸術事業を展開します。

また、大宮駅やさいたま新都心駅、浦和駅などの市内主要駅周辺を情報と交通の拠点「ウェルカムゲート」として位置付け、インフォメーションセンターや



各会場へのシャトルバス発着所などを設置します。

なお、メイン会場を含むコアゾーンの設定については、準備委員会設置後に、メインテーマと企画内容を検討する過程で、できるだけ早期に決定するものとします。

(4) 事業規模

国内の主な先行事例の事業規模は、下表のとおりとなっています。

■国内の主な先行事例の事業規模（参考）

	会期	参加アーティスト	総事業費	来場者数	経済効果
水と土の芸術祭 2012	164 日	59 組	約 3 億円	約 72 万人	約 20 億円
ヨコハマトリエンナーレ 2011	83 日	77 組	約 9 億円	約 33 万人	約 44 億円
瀬戸内国際芸術祭 2013	108 日 (3 期計)	200 組	約 10 億円	約 107 万人	約 132 億円
あいちトリエンナーレ 2010	72 日	131 組	約 12 億円	約 57 万人	約 78 億円

※各数値は、平成 26 年 2 月 1 日時点で公表されている事業実績報告書などによるもの。

「さいたまトリエンナーレ」の具体的な事業規模は、後述する準備委員会において、本市にふさわしい事業規模や内容を検討します。

また、入場料などの事業収入のほか、公的な助成金等の活用や企業等の協賛・協力の募集など、さまざまな資金調達の方法を検討します。

4 開催体制

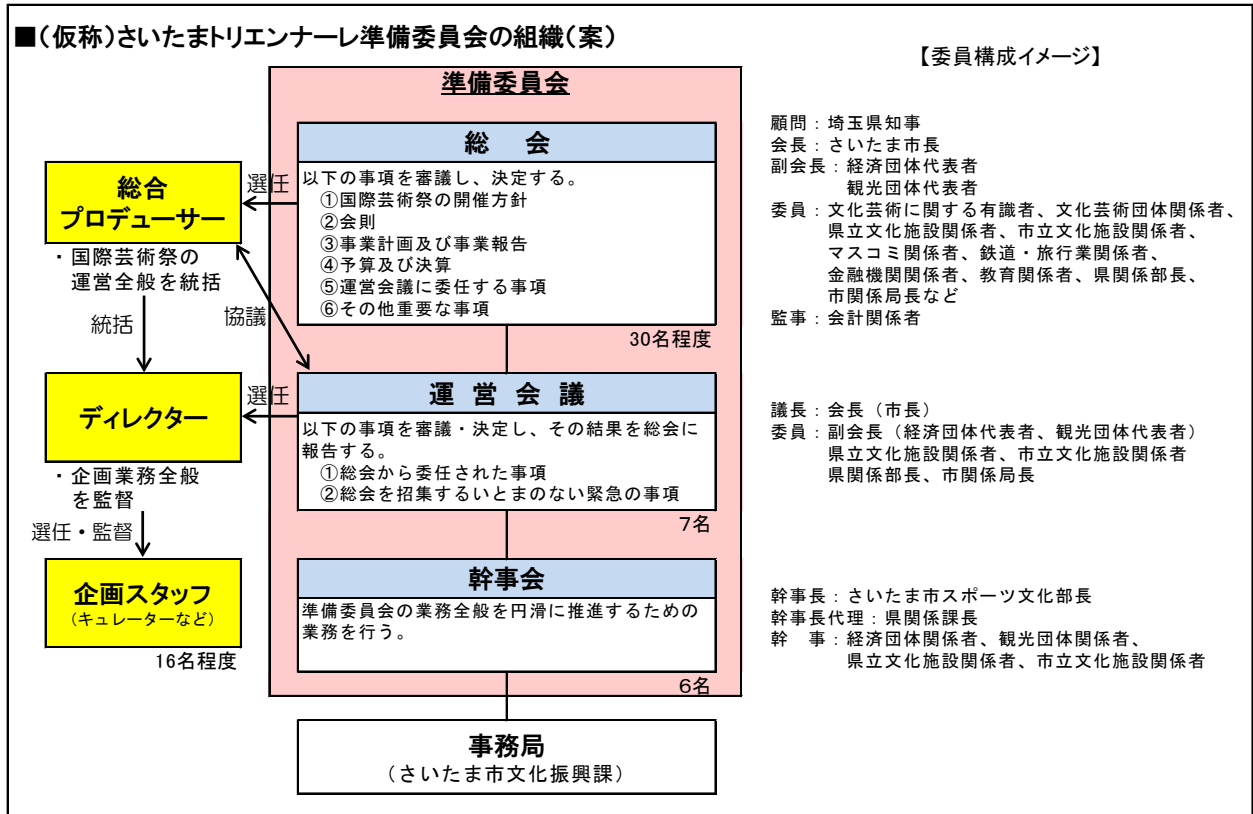
地域が一体となって「さいたまトリエンナーレ」を創り、盛り上げる観点から、平成 26 年度の早い時期に、準備委員会を設置する必要があります。構成は、さいたま市を中心に、埼玉県や経済団体、文化芸術団体など、産学官民の幅広い団体等に呼び掛けることとします。

準備委員会は、この基本構想に掲げる開催目的の実現と開催方針の具体化に向け、事業全体の進捗管理など「さいたまトリエンナーレ」の運営全般を統括する総合プロデューサーと、専門的知識を生かして企画業務全般を監督するディレクターをそれぞれ選任し、具体的な開催テーマや事業内容等の開催計画については、ディレクターとその下に配置する企画スタッフを中心に、検討を進めます。

ディレクターの選任に当たっては、この基本構想に掲げる開催目的や開催方針を踏まえた上で、先端的な事業構想を描き、その実現に向けて実効性のある企画チームを組織できる能力や組織運営の経験などを重視します。

また、アーティストと市民の交流など、様々な要素が出会う場やそれらが融合又は触発し合うきっかけの創出を基本方針とする「さいたまトリエンナーレ」においては、事業の企画段階から市民の参画を求めるなど、市民とのパートナーシップの構築を目指します。

なお、開催計画を決定した後は、準備委員会を「(仮称)さいたまトリエンナーレ実行委員会」(以下「実行委員会」という。)に改組し、「さいたまトリエンナーレ」の運営主体とします。



5 スケジュール

平成28年度の初回開催に向けて、平成26年度の早い時期に、準備委員会を設置し、以下のスケジュールで準備を進めます。

平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会の設置 ・総合プロデューサー、ディレクターの選任 ・具体的な企画内容の検討 ・キックオフイベント等の開催 ・開催計画の決定、実行委員会の設置
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催準備（アーティスト選定、市民事業の募集） ・詳細計画の策定 ・プレイベントの開催 ・開催PR ・運営ボランティアの募集
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回（仮称）さいたまトリエンナーレ開催
↓	
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回（仮称）さいたまトリエンナーレ開催

■平成26年度の準備スケジュール（参考）

業 務	平成26年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
1. 準備委員会の開催	★準備委員会設立 ディレクターの決定★		★開催テーマ・開催方針 の決定	開催計画の決定★
2. 国際芸術祭の企画	開催テーマ・方針の検討、会場確保等		招聘アーティストの選定、開催計画の検討	
3. アーティスト・イン・レジデンスの企画	候補地区の検討	空きビル等所有者との交渉、招聘アーティストの選定		
4. 市民事業の企画	実施スキームの検討		募集要項等の検討・作成	
5. 広報・プロモーションの実施	広報戦略、公式ホームページ、ロゴマークの作成		★キックオフイベント	開催計画発表会★